

手術に関する事項

医科点数表第2表第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術にかかる施設基準による手術件数

【令和7年1月～令和7年12月までの手術症例数】

区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	○ 例
	イ 黄斑下手術等	○ 例
	ウ 鼓室形成手術等	○ 例
	エ 肺悪性腫瘍手術等 (うち胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術)	○ 例 ○ 例
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	○ 例

区分2	ア 靭帯断裂形成手術等	○ 例
	イ 水頭症手術等	○ 例
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	○ 例
	エ 尿道形成手術等	○ 例
	オ 角膜移植術	○ 例
	カ 肝切除術等	○ 例
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	○ 例

区分3	ア 上顎骨形成術等	○ 例
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	○ 例
	ウ バセドウ甲状腺全摘出(亜全摘)術(両葉)	○ 例
	エ 母指化手術等	○ 例
	オ 内反足手術等	○ 例
	カ 食道切除再建術等	○ 例
	キ 同種死体腎移植等	○ 例

区分4	・ 胸腔鏡下試験切除術	○ 例
	・ 胸腔鏡下肺切除術	○ 例
	・ 胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	○ 例
	・ 胸腔鏡下肺縫縮術	○ 例

その他の区分	ア 人工関節置換術	○ 例
	イ 1歳未満の乳児に対する先天性食道閉鎖症根治手術等	○ 例
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	○ 例
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	○ 例
	オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	○ 例